

北海道内7空港特定運営事業等 基本スキーム（案）

国土交通省航空局

旭川市

帯広市

北海道

1. 北海道内7空港特定運営事業等基本スキーム（案）について

北海道内の7空港（道内国管理4空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内7空港」という。）は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港の一つとして、また、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。

しかしながら、北海道全体の産業及び観光の発展や各地域の活性化を図るためには、関係地方公共団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることが喫緊の課題である。また、現在の道内7空港は、①国等の公共主体が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）、旭川市、帯広市及び北海道として、道内7空港について、広域的な観光周遊ルートの形成等を通じた広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ・空港間の機能補完・航空ネットワークの充実等を図る観点から、一体的な運営の民間委託を行うものである。また、道内7空港の各空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内7空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することが必要である。

このため、国は、北海道内の国管理4空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港。以下「道内国管理4空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく国管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する北海道内空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに北

海道内空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

旭川市及び帯広市は、それぞれ、民活空港運営法附則第 14 条に基づく特定地方管理空港の運営等とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する旭川空港運営事業等及び帯広空港運営事業等を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C を本空港の運営者（民活空港運営法附則第 14 条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。）として指定するとともに、旭川空港運営事業等実施契約及び帯広空港運営事業等実施契約を締結し、当該各事業を実施することを計画している。

北海道は、PFI 法及び民活空港運営法に基づく女満別空港特定運営事業とともにターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する女満別空港特定運営事業等を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C を本空港の運営権者として指定するとともに、女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約を締結し、当該事業を実施することを計画している。

これらの道内 7 空港については、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C に 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

2. 北海道内 7 空港特定運営事業等基本スキーム（案）の構成

本スキーム（案）は全 4 章で構成され、第 1 章は国管理 4 空港に係る基本スキーム（案）、第 2 章は旭川空港に係る基本スキーム（案）、第 3 章は帯広空港に係る基本スキーム（案）、第 4 章は女満別空港に係る基本スキーム（案）を記載している。

第 2 章以下では、便宜上、第 1 章で記載した内容と同様の内容とする場合に「道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。」と記載しており、第 1 章との対照表を冒頭に記載している。なお、同様の内容とする場合、第 1 章中に「国」とあるのは「旭川市」（第 2 章）、「帯広市」（第 3 章）、「道」（第 4 章）とし、第 1 章中に「運営権者」とあるのは「運営者」（第 2 章及び第 3 章）とする。

各章で用いられる用語については、各章ごとに定義している。

【目次】

第1章 国管理4空港編	1-1
1. はじめに	1-2
2. 本事業の背景・目的	1-3
3. 本事業の概要	1-4
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	1-4
(2) 本事業の対象施設	1-6
(3) 事業場所	1-7
(4) 事業期間	1-8
(5) 事業方式	1-9
(6) 本事業における利用料金の設定及び收受	1-11
(7) 本事業における費用負担	1-12
(8) 本事業の範囲	1-12
(9) 要求水準書（案）の体系	1-18
(10) 運営権者が取得・承継する権利・資産等	1-20
(11) 更新投資等の取扱い	1-20
(12) 計画及び報告	1-21
(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣	1-21
(14) 運営権者が支払う運営権等の対価	1-21
(15) リスク分担の基本的な考え方	1-22
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項	1-24
(17) 財務情報等の報告・開示	1-25
(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続	1-26
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	1-28
(20) 金融機関又は融資団と国との協議	1-30
(21) 空港運営事業開始後に国が実施する工事	1-30
4. 応募者の参加資格要件	1-31
(1) 応募者の構成	1-31
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	1-31
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	1-34
(4) ビル施設事業者に関する参加資格要件	1-35
5. 公募に関する手続	1-36
(1) スケジュール	1-36
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	1-36
(3) 第一次審査における開示資料	1-36
(4) 第一次審査	1-38
(5) 第二次審査における開示資料等	1-38

(6)	補足資料の公表等	1-38
(7)	競争的対話等の実施	1-38
(8)	第二次審査	1-38
(9)	審査結果の公表	1-39
6.	優先交渉権者の選定方法	1-40
(1)	優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方	1-40
(2)	審査委員会の設置	1-40
(3)	審査委員会による意見の聴取	1-40
(4)	審査の方法	1-40
(5)	審査項目等	1-41
7.	優先交渉権者選定後の手続	1-42
(1)	基本協定の締結	1-42
(2)	S P C の設立	1-42
(3)	優先交渉権者による運営準備行為	1-42
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	1-42
(5)	株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	1-43
(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	1-43
(7)	空港運営事業の開始	1-43
第 2 章	旭川空港編	2-1
1.	はじめに	2-2
2.	本事業の背景・目的	2-5
3.	本事業の概要	2-6
(1)	本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	2-6
(2)	本事業の対象施設	2-6
(3)	事業場所	2-6
(4)	事業期間	2-7
(5)	事業方式	2-7
(6)	本事業における利用料金の設定及び收受	2-8
(7)	本事業における費用負担	2-8
(8)	本事業の範囲	2-9
(9)	要求水準書（案）の体系	2-11
(10)	運営者が取得・承継する権利・資産等	2-11
(11)	更新投資等の取扱い	2-11
(12)	計画及び報告	2-11
(13)	空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣	2-11
(14)	運営者が支払う本事業の対価	2-11
(15)	リスク分担の基本的な考え方	2-12

(16) 運営者の責任の履行確保に関する事項	2-12
(17) 財務情報等の報告・開示	2-12
(18) 運営者の権利義務に関する制限及び手続	2-12
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	2-12
(20) 金融機関又は融資団と市との協議	2-13
(21) 空港運営事業開始後に市が実施する工事	2-13
4. 応募者の参加資格要件	2-14
5. 公募に関する手続	2-15
6. 優先交渉権者の選定方法	2-16
7. 優先交渉権者選定後の手続	2-17
(1) 基本協定の締結	2-17
(2) S P C の設立	2-17
(3) 優先交渉権者による運営準備行為	2-17
(4) 運営者の指定及び実施契約の締結	2-17
(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	2-17
(6) 運営者譲渡対象資産の譲受	2-17
(7) 空港運営事業の開始	2-17
第 3 章 帯広空港編	3-1
1. はじめに	3-2
2. 本事業の背景・目的	3-5
3. 本事業の概要	3-6
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	3-6
(2) 本事業の対象施設	3-6
(3) 事業場所	3-6
(4) 事業期間	3-7
(5) 事業方式	3-7
(6) 本事業における利用料金の設定及び収受	3-8
(7) 本事業における費用負担	3-8
(8) 本事業の範囲	3-8
(9) 要求水準書（案）の体系	3-10
(10) 運営者が取得・承継する権利・資産等	3-11
(11) 更新投資等の取扱い	3-11
(12) 計画及び報告	3-11
(13) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣	3-11
(14) 運営者が支払う本事業の対価	3-11
(15) リスク分担の基本的な考え方	3-12
(16) 運営者の責任の履行確保に関する事項	3-12

(17) 財務情報等の報告・開示	3-12
(18) 運営者の権利義務に関する制限及び手続.....	3-12
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	3-12
(20) 金融機関又は融資団と市との協議.....	3-12
(21) 空港運営事業開始後に市が実施する工事.....	3-12
4. 応募者の参加資格要件.....	3-13
5. 公募に関する手続.....	3-14
6. 優先交渉権者の選定方法	3-15
7. 優先交渉権者選定後の手続	3-16
(1) 基本協定の締結.....	3-16
(2) S P Cの設立	3-16
(3) 優先交渉権者による運営準備行為.....	3-16
(4) 運営者の指定及び実施契約の締結.....	3-16
(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	3-16
(6) 運営者譲渡対象資産の譲受.....	3-16
(7) 空港運営事業の開始	3-16
第 4 章 女満別空港編.....	4-1
1. はじめに.....	4-2
2. 本事業の背景・目的	4-5
3. 本事業の概要	4-6
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等.....	4-6
(2) 本事業の対象施設	4-6
(3) 事業場所.....	4-6
(4) 事業期間.....	4-7
(5) 事業方式.....	4-7
(6) 本事業における利用料金の設定及び收受.....	4-7
(7) 本事業における費用負担	4-8
(8) 本事業の範囲	4-8
(9) 要求水準書（案）の体系	4-10
(10) 運営権者が取得・承継する権利・資産等.....	4-10
(11) 更新投資等の取扱い	4-10
(12) 計画及び報告	4-10
(13) 空港運営事業に関連する道から運営権者への職員の派遣	4-10
(14) 運営権者が支払う運営権等の対価.....	4-10
(15) リスク分担の基本的な考え方	4-11
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項.....	4-11
(17) 財務情報等の報告・開示	4-11

(18)	運営権者の権利義務に関する制限及び手続	4-11
(19)	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	4-11
(20)	金融機関又は融資団と道との協議	4-11
(21)	空港運営事業開始後に道が実施する工事	4-11
4.	応募者の参加資格要件	4-12
5.	公募に関する手続	4-13
6.	優先交渉権者の選定方法	4-14
7.	優先交渉権者選定後の手続	4-15
(1)	基本協定の締結	4-15
(2)	S P Cの設立	4-15
(3)	優先交渉権者による運営準備行為	4-15
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	4-15
(5)	株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	4-15
(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	4-15
(7)	空港運営事業の開始	4-15
第 5 章	資料編	5-1
別紙 1.	P F I 法における用語との整理	5-2
別紙 2.	本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて	5-3

第 1 章 国管理 4 空港編

北海道内国管理 4 空港特定運営事業等 基本スキーム（案）

本スキーム（案）は、民間事業者より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として国で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。国は、意見募集の結果及び民活空港運営法第 5 条第 3 項に基づき聴取する空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 14 条第 1 項に規定する協議会の意見並びに関係行政機関との協議の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

平成 29 年 7 月

国土交通省航空局

1. はじめに

国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）は、北海道内の国管理4空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港。以下「道内国管理4空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく国管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する北海道内空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに北海道内空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、旭川市、帯広市及び北海道は、それぞれが管理する旭川空港、帯広空港及び女満別空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の7空港（道内国管理4空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内7空港」という。）については、2. に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立したSPCに7空港を一体的に運営させることを予定している。

北海道内国管理4空港特定運営事業等基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）とは、PFI法及び民活空港運営法に基づき、運営権者が本事業を実施しようとする場合に、民活空港運営法第5条第1項において読み替えて適用するPFI法第5条第1項の規定に基づいて策定する実施方針又は当該実施方針に基づいて運営権者を選定するための募集要項及びその添付書類¹（以下「募集要項等」と総称する。）に国が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

なお、本スキーム（案）は、国管理4空港に係る事項を中心としつつ、道内7空港の一体的運営の考え方を記載しており、旭川空港、帯広空港及び女満別空港に係る固有事項については、2章以下の各章をあわせて参照するものとする。

¹ 5. - (3)、(5) で定める資料をいう。

2. 本事業の背景・目的

道内7空港は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港の一つとして、また、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。

しかしながら、北海道全体の産業及び観光の発展や各地域の活性化を図るためには、関係地方公共団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることで観光客を北海道全体に分散、周遊させ、さまざまな経済波及を道内に広げ、北海道全体の地域活性化につなげることが喫緊の課題である。また、現在の道内7空港は、①国等の公共主体が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、国、旭川市、帯広市及び北海道として、道内7空港について、広域的な観光周遊ルートの形成等を通じた広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ・空港間の機能補完・航空ネットワークの充実等を図る観点から、一体的な運営の民間委託を行うものである。また、道内7空港の各空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内7空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することが必要である。

3. 本事業の概要

(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、PFI法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成25年国土交通省告示第1080号）のほか、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

A) 法令

- ① 空港法（昭和31年法律第80号）
- ② 航空法（昭和27年法律第231号）
- ③ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）
- ④ 財政法（昭和22年法律第34号）
- ⑤ 会計法（昭和22年法律第35号）
- ⑥ 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ⑦ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ⑧ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑨ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ⑩ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑪ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑬ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑭ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑯ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑰ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑲ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ⑳ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ㉑ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ㉒ じん肺法（昭和35年法律第30号）
- ㉓ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- ㉔ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ㉕ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ㉖ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ㉗ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ㉘ 砂防法（明治30年法律第29号）

- ②⑨ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ③⑩ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ③⑪ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ③⑫ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ③⑬ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ③⑭ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ③⑮ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ③⑯ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ③⑰ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ③⑱ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ③⑲ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ④① 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ④② 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ④③ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ④④ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ④⑤ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ④⑥ その他関係法令

B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

C) 条例

各空港所在地方公共団体における関連する条例

D) 参照すべき基準

- ① 空港土木施設の設置基準解説
- ② 空港土木工事共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書、発電装置共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ③ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針、除雪作業実施指針
- ④ 航空保安業務処理規程²

² 航空保安業務処理規程は、国の航空保安業務を処理するための基準であり、国管理空港以外の空港においては、参考資料となる。

- ⑤ 航空機騒音測定・評価マニュアル
- ⑥ 空港保安管理規程（セイフティ編）策定基準
- ⑦ 空港保安管理規程（セイフティ編）取扱要領
- ⑧ 空港運用業務指針
- ⑨ 空港における消火救難体制の整備基準
- ⑩ 安全情報等取扱指針
- ⑪ 空港における安全管理システムの整備基準
- ⑫ 地域防災計画（関係地方公共団体が定めているもの）
- ⑬ Airport Development Reference Manual
- ⑭ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑮ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑯ 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン
- ⑰ その他関係基準・通達等

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦及び⑩の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等³）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）⁴
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 給油施設（新千歳空港に限る。以下同じ。）
- ⑧ 空港用地
- ⑨ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑩ ① から⑨まで以外に運営権者又はその子会社及び関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）が所有する施設

³ 運営権者は、その所有する旅客ビル施設内の税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ施設」という。）を貸し付ける義務を負う。CIQ施設整備状況や所有形態の詳細については、インフォメーションパッケージ共通編 7. CIQ施設整備状況を参照のこと。

⁴ 稚内空港に貨物ビル施設は存在しない。

(3) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 新千歳空港⁵
 - (i) 所在地
北海道千歳市美々
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 726ha
- ② 稚内空港
 - (i) 所在地
北海道稚内市大字声問村
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 99ha
- ③ 釧路空港
 - (i) 所在地
北海道釧路市鶴丘
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 160ha
- ④ 函館空港
 - (i) 所在地
北海道函館市高松町
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 164ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等（3. - (8) -A) -②に規定する空港用地等をいう。以下同じ。）はすべて国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。国は、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、国有財産無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（3. - (4) -A) に規定する空港運営事業期間をいう。）中は空港用地等を使用できるようにする。

なお、国は、ビル施設事業者（特段の定めがない限り、国管理 4 空港のビル施設事業者を指す。以下、本章について同じ。）に対する旅客ビル施設及び貨物ビル

⁵ 新千歳空港については、航空自衛隊千歳基地と隣接し、その管制は千歳基地と一体的に自衛隊が実施することなどから、空港業務その他広範な協力関係の維持に特段の配慮を要する。

施設（以下「ビル施設」と総称する⁶。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（3. - (4) -A）に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日（3. - (4) -A）に規定する空港運営事業開始日をいう。）の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営権者は、空港用地外においても本事業に含まれる 3. - (8) -A）から D）に掲げる業務を実施することが求められる。

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、国と事前に協議の上、国の承認を得た場合は、3. - (8) -E）-F）及び-G）に掲げる業務を空港用地外で行うことができる⁷。

(4) 事業期間⁸

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）、及び、空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の 30 年後の応当日の前日（3. - (4) -B）の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までとすることを検討している。

ビル施設等事業期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする⁹。

B) 空港運営事業期間等の延長

⁶ 稚内空港に貨物ビル施設は存在しない。

⁷ なお、承認にあたっては、事前に道内 7 空港の管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

⁸ 道内 7 空港の運営権設定日（旭川空港及び帯広空港は運営者の指定日）を同一とすることを予定している。詳細はインフォメーションパッケージ共通編 6. 事業期間の考え方を参照のこと。

⁹ なお、旭川空港、帯広空港及び女満別空港に係る空港運営事業の事業期間は、北海道内国管理 4 空港特定運営事業と同一の期間とすることが予定されている。

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間（以下、併せて「空港運営事業期間等」という。）の延長を申し出ることができる。このとき、国が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、国と運営権者が協議により 3. - (4) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

合意延長を除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間（以下「当初運営権存続期間」という。）は、運営権設定日から 30 年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は、空港運営事業期間等の延長があつた場合を含め、運営権設定日の 35 年後の応当日の前日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）¹⁰。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(5) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

5. に定める手続によって選定され、国との間で基本協定（7. - (1) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は、国から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、国との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ¹¹、本事業の実施に必要な動産（以下「運営権者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。

なお、駐車場施設のうち一部の施設については、運営権設定日においては駐車場施設事業者が所有・運営しており、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる。

ただし、新千歳空港における A 駐車場施設及び C 駐車場施設については、現在の同駐車場施設事業者と国との間で、駐車場事業の譲渡について実施方針等の

¹⁰ たとえば、運営権設定日が平成 31 年 10 月 1 日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成 61 年 9 月 30 日とし、空港運営事業の延長がされたときであっても、その終了日は平成 66 年 9 月 30 日を超えることはできない。

¹¹ 国管理による維持管理業務等に関する請負契約等を確実に履行させるため、特段の事情ない限り承継されることになる。ただし、国が引き続き管理する施設を除く。

公表までに合意し、当該合意に基づく契約上の地位を国から運営権者に譲渡することで、現在の駐車場施設事業者から運営権者に事業を譲渡し、国が空港運営事業開始日に同駐車場の譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる。

B) ビル施設及び給油施設の譲受方法

ビル施設及び給油施設については、ビル施設等事業開始日までに、株式譲渡により運営権者が譲渡を受ける予定である。

実施方針等の公表前に、国が現在のビル施設事業者の株主及び給油施設事業者の株主との間で、ビル施設事業者の株主の保有するビル施設事業者株式について株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を、給油施設事業者株式について株式譲渡予約契約（以下「給油施設事業者株式譲渡予約契約」という。）をそれぞれ締結し、運営権者に対してビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式に係る予約完結権を含む同契約上の地位及び給油施設事業者株式譲渡予約契約に基づく給油施設事業者株式に係る予約完結権を含む同契約上の地位を譲渡し、運営権者がこれを行行使することでビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式を取得することを予定している。

なお、株式譲受によることから、ビル施設事業者及び給油施設事業者の従業員並びにビル施設事業者及び給油施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り承継されることになる。

C) ビル施設及び給油施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了後に国がビル施設及び給油施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者及び給油施設事業者をして、国との間で、ビル施設及び給油施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設及び給油施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営権者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、国に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a) 運営権

空港運営事業終了日に、消滅する。

b) 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の国が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。なお、国が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、国は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。

空港用地等については、空港運営事業終了日に国有財産無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして国または国の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、国又は国の指定する第三者が買い取る資産が空港用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

c) 業務の引継ぎ

国又は国の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営権者、国又は国の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(6) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第5項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）及び民活空港運営法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、3. - (1) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(7) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

(8) 本事業の範囲¹²

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業の範囲、道内他空港運営事業及びその他空港運営事業の範囲は以下の E)、F) 及び G) に掲げるものとする。なお、運営権者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、国に事前に通知した上で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、公募時に公表予定の実施契約書（案）（5. - (3)）に規定する実施契約書（案）をいう。以下同じ。）、要求水準書（案）（5. - (3)）に規定する要求水準書（案）をいう。以下同じ。）等において定める。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 1 号）

① 空港基本施設等事業

(i) 空港基本施設等の維持管理¹³業務

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 建築物及び建築附帯設備の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務

(ii) 空港基本施設等の運營業務

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の運用
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の運用
- ✓ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ✓ 飛行場面の管理・点検業務（スポットの運用業務、滑走路点検等）
- ✓ 制限区域の安全管理業務
- ✓ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）

¹² なお、空港運営事業に関する道内国管理 4 空港における国と運営権者の業務分担については、5. - (3) - ⑧ - (v) に定める業務分担表において示すことを予定している。

¹³ 運営権者が運営権設定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

- ✓ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ✓ 鳥獣駆除業務
- ✓ 空港消防業務
- ✓ 空港救護業務

(iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 8 条第 2 項）並びにその收受¹⁴

② 空港用地等管理業務

(i) 航空法第 46 条に基づき告示された道内国管理 4 空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務

B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 2 号）¹⁵

(i) 空港航空保安施設の維持管理業務

- ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務

(ii) 空港航空保安施設の運営業務

- ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の運営業務

(iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 7 条第 3 項、航空法第 54 条）並びにその收受

C) 環境対策事業^{16 17}

(i) 航空機騒音障害防止法に規定する以下の事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 3 号）

- ✓ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理

¹⁴ ただし、以下の場合には着陸料等を收受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに道内国管理 4 空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料
- (iii) その他国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する国土交通省告示において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合

¹⁵ 新千歳空港、稚内空港及び函館空港においては、場外において国が関係地方公共団体より許認可を取得し設置している航空灯火の維持管理業務・運営業務を含む。なお、当該業務に係る許認可の維持については、国が行うものとする。

¹⁶ 現在、新千歳空港、稚内空港及び釧路空港は航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場に指定されていない。このため、上記各空港では国が実施する環境対策事業は実施されていないが、運営権者は、政令により航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場としての指定を受ける可能性があるため、要求水準書にしたがって航空機騒音の実態調査等を実施すること。また、指定を受けた場合については、必要な環境対策事業を実施することが求められる。

¹⁷ 函館空港の場外において国が地方公共団体より許認可を取得し設置している航空機騒音測定装置は、運営権者譲渡対象資産として運営権者が所有し、環境対策事業を行うものとする。なお、当該装置の設置にかかる許認可の継続については、国が行うものとする。

- ✓ 学校等の騒音防止工事の助成（航空機騒音障害防止法第 5 条）
- ✓ 住宅の騒音防止工事の助成（航空機騒音障害防止法第 8 条の 2）
- ✓ 共同利用施設の助成（航空機騒音障害防止法第 6 条）
- ✓ 移転の補償（航空機騒音障害防止法第 9 条第 1 項）、土地の買入れ（航空機騒音障害防止法第 9 条第 2 項）及び買入れた土地の管理（航空機騒音障害防止法第 9 条第 3 項）、並びに損失の補償（航空機騒音障害防止法第 10 条第 1 項）

(ii) その他、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生じる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 4 号）¹⁸

D) その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 5 号）

a) 運営権者が実施義務を負う事業・業務

運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

① 規程の策定等

(i) 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 8 条第 2 項、空港法第 12 条）^{19 20}

(ii) 空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 7 条第 2 項、航空法第 47 条の 2）²¹

② 空港用地等貸付事業²²

(i) 国又は国が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付業務

(ii) 国が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務

(iii) その他第三者への土地又は工作物等貸付業務²³

¹⁸ 新千歳空港の 24 時間運用に伴う環境対策については、民間運営委託後も道、関係市、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が連携して着実に実施する予定である。一方、本空港における円滑な運用は、空港周辺住民の理解と協力の下に確保されていることを踏まえ、関係地方公共団体は、現在実施されている 24 時間運用に伴う環境対策について、民間事業者が享受する便益の範囲内で応分の負担を行うことを希望している。詳細は、インフォメーションパッケージ新千歳空港編を参照のこと。

¹⁹ 空港運営事業開始日以降の本事業には、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）は適用されない（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成 25 年国土交通省令第 63 号）第 4 条）。一方、運営権者は要求水準書で義務付けられた内容（空港管理規則に準じた内容）を空港供用規程に含めることが求められる。

²⁰ 運営権者が空港の運用時間を変更しようとするときは、国の関係機関及び関係地方公共団体等と協議の上、行うものとする。

²¹ 運営権者は、要求水準書で義務付けられた内容を空港保安管理規程として定めることが求められる。

²² 運営権者は、国及び国が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

²³ 本業務は運営権者が任意に実施することができる。なお、運営権者が第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、国に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び役員名簿を提出し、承認を得なければならない。国は、運営権者が関係法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類する建物の建築を土地の使用の目的とす

③ 駐車場施設事業

- (i) 駐車場施設の維持管理業務
- (ii) 駐車場施設の運営業務

④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担

- (i) 「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年 8 月 31 日閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の国による 2 分の 1 負担については、要求水準に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする。

⑤ 協議会への出席（民活空港運営法第 8 条第 1 項）

- (i) 運営権者は、法定協議会（空港法第 14 条に基づき設置された道内国管理 4 空港の各空港利用者利便向上協議会をいう。以下同じ。）を構成する一員となる。また、運営権者は、国が空港法第 14 条第 1 項又は航空法第 47 条の 3 に規定する協議を実施する旨を運営権者に通知したときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない（空港法第 14 条第 4 項）、上記協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない（同条第 6 項）。

b) 優先交渉権者が提案する事業・業務

国が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（4.-(1)-①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。国は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めることとする。

① 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務

北海道各地の観光資源の魅力を活かし、運営権者が関係団体や企業、地方公共団体等と連携して行う広域観光周遊ルートの形成を含む北海道の広域観光の振興に向けた取組方針及び内容。

② 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務

北海道の社会的基盤である航空ネットワークの重要性に照らし、本事業における空港の運営主体として運営権者が地域と連携して行う道内航空ネットワークの充実強化に向けた取組方針及び内容。

③ 地域との共生に関する事業・業務

るなど公序良俗に反しない範囲において、必要と考える事業・業務を行おうとするときは、特段の理由がない限り、これを承認することとする予定である。

空港運営事業開始日以前に一般財団法人空港環境整備協会が実施している事業と同等以上の効果が求められる。

E) ビル施設等事業

運営権者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営権者又は運営権者子会社等は、国の承認を得て、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動（ただし、3.-(8) -F) -G) に掲げる事業を除く。）を行うことができる²⁴。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営権者及び運営権者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

(i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む旅客ビル事業を実施する義務を負う。

- ✓ 旅客取扱業務
- ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ✓ テナントに対する施設貸与業務
- ✓ C I Q施設貸与業務（函館空港に限る。）
- ✓ 警備業務
- ✓ バス停、タクシースタンド及び標柱等に係る施設貸与業務
- ✓ その他旅客ビル施設の運営業務
- ✓ 旅客ビル施設の維持管理業務
- ✓ 旅客取扱施設利用料を設定する場合において、国土交通大臣による上限認可（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）並びにその收受

(ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。

- ✓ 直営店舗業務及びこれに附随する通信販売（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する通信販売をいう。）業務
- ✓ 航空会社事務処理代行業務

²⁴ なお、承認にあたっては、事前に道内 7 空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

- ✓ 広告業務
- ✓ 特別待合室、有料待合室（会議室）業務
- ✓ ラウンジサービス業務
- ✓ イベント業務
- ✓ ホテル業務
- ✓ 旅客ビル施設への投資

② 貨物ビル施設事業²⁵

(i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。

- ✓ 貨物取扱業務
- ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ✓ 警備業務
- ✓ 交通誘導業務
- ✓ その他貨物ビル施設の運営業務
- ✓ 貨物ビル施設の維持管理業務

(ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。

- ✓ 流通加工業務
- ✓ 航空会社事務処理代行業務
- ✓ 搭降載業務
- ✓ 貨物ビル施設への投資

③ 給油施設事業（新千歳空港に限る。）

運営権者は、自ら又は給油施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む事業を実施する義務を負う。

- ✓ 航空機に対する給油施設の保有賃貸及び運営業務
- ✓ 石油製品の貯蔵管理
- ✓ 特殊車両の保管業務及び整備支援業務

④ 航空機給油サービス事業

運営権者は、空港運営事業開始日後に以下の事業を実施する義務を負う。²⁶

²⁵ 稚内空港に貨物ビル施設は存在しない。

²⁶ 運営権者が航空機給油関連事業者に対して土地貸付を行い、同事業者が道内国管理 4 空港において航空機給油サービス事業を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

- ✓ 航空機用燃料、自動車用燃料の販売及び給油業務並びに石油製品等販売業務

⑤ 空港用地内において実施する任意事業

- (i) 運営権者が必要と考え、空港用地内で任意で行う事業(3. - (8) - (E) - ① - (ii) 及び② - (ii) を除く)²⁷

F) 道内他空港運営事業

国は、「2. 本事業の背景・目的」において記載したとおり、道内7空港について、広域的な観光周遊ルートの形成等を通じた広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ・空港間の機能補完等を図る観点から一体的な民間委託を行うことを予定しているため、旭川空港、帯広空港、及び女満別空港に係る空港運営事業を道内他空港運営事業として位置付けるものとする。

G) その他空港運営事業

旭川空港、帯広空港及び女満別空港以外の道内空港の管理者が自ら管理する空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営権者は当該道内空港の管理者と交渉を行うことができる。

(9) 要求水準書(案)の体系

国は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されることを目的として要求水準を定める²⁸。なお、国は、下記の項目のうちV. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業並びにIV-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3. 空港の利用促進に関する事項についてもこれと同様とする。

要求水準書(案)の体系は以下のとおりである。各空港に対応する要求水準が必要な場合には、各空港に対応する要求水準を設定する予定である。

²⁷ 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

²⁸ 環境対策事業が求められることになる場合の要求水準についても同様に定める。

本事業の範囲 (3. -(8)) との関係		具体的な要求水準事項	対応する要求水準書の名称
ー	I. 全体	✓ 用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等、業務分担	I. 総則
A)、 B)	II. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業	✓ 空港基本施設等及び空港航空保安施設の維持管理業務及び運営業務に関する要求水準	II-1. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関する要求水準
		✓ 空港供用規程	II-2. 北海道内国管理 4 空港供用規程に関する要求水準
		✓ 空港保安管理規程	II-3. 北海道内国管理 4 空港保安管理規程（セイフティ編）に関する要求水準
			II-4. 北海道内国管理 4 空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準
		✓ 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準	II-5. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準
C)	III. 環境対策事業	✓ 環境対策事業に関する要求水準	III. 環境対策事業に関する要求水準
D)	IV. その他附帯事業	✓ 空港供用規程の策定に関する要求水準	(II-2. に含まれる)
		✓ 空港保安管理規程（セイフティ編及びセキュリティ編）の策定に関する要求水準	(II-3. 及びII-4. に含まれる)
		✓ 駐車場施設事業に関する要求水準	IV-1. 駐車場施設事業に関する要求水準
		✓ ハイジャック等防止対策の費用負担に関する要求水準	IV-2. 航空保安対策の費用分担に関する要求水準
		✓ 空港の利用促進の事業・業務に関する要求水準	IV-3. 空港の利用促進の事業・業務に関する要求水準 ²⁹
E)	V. ビル施設等事業	✓ 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準	V. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準

²⁹ 空港を核とした観光振興や地域活性化、まちづくり等に関して、地域との相互理解を醸成し、緊密に連携するための指針として関係地方公共団体との間でパートナーシップ協定を締結し、同協定に基づき、空港の発展や地域の振興のために地域と連携して取り組むことを要求水準として求めることを予定している。

(10) 運営権者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営権者が取得する資産

- ① ビル施設事業者株式
 - ビル施設事業者の発行済株式
- ② 給油施設事業者株式
 - 給油施設事業者の発行済株式

B) 空港運営事業開始日までに運営権者が取得・承継する権利・資産

- ① 運営権
 - 空港用地、滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防車庫、除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利
- ② 空港用地等の使用权
 - 国有財産無償貸付契約に基づく空港用地等の使用权
- ③ 運営権者譲渡対象資産
 - 事業運営に必要な運営権者譲渡対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）

(11) 更新投資等の取扱い

A) 運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる。ただし、運営権者が航空法第 43 条に規定する重要な変更³⁰等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするときは、国の事前の承認を得な

³⁰ 運営権設定対象施設についての以下の各号のいずれかの 1 つ以上に該当する変更をいう。

- (i) 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 85 条第 1 号ハに定める「滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更」に該当する変更
- (ii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ニに定める「誘導路の幅又は強度の変更」に該当する変更
- (iii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ホに定める「エプロンの拡張又は強度の変更」及びエプロンの縮小に該当する変更（ここでいう「エプロンの拡張」にはエプロンの増設を含む。）
- (iv) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 1 号に定める「灯質、光度又は光柱の範囲の変更」に該当する変更
- (v) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 2 号に定める「灯火の配置及び組合せの変更」に該当する変更
- (vi) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 3 号に定める「制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る。）」に該当する変更
- (vii) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 4 号に定める「制御装置」の「増設又は電源装置の増設」に該当する変更

なければならない。また、運営権者は、運営権設定対象施設について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない。³¹

- 国は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 国又は運営権者が維持管理（更新投資）を行った運営権設定対象施設は、国の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

B) 非運営権施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、非運営権施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる。³²

(12) 計画及び報告

A) 計画

- 運営権者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画を作成し、国に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、国に提出する。

(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣³³

運営権者は、空港運営事業に関連する国職員の派遣を国に要請することができる。派遣する職種、最大派遣人数等は、マーケットサウンディング及び競争的対話を通じて決定する。なお、派遣職員に係る人件費については、国の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に国職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

(14) 運営権者が支払う運営権等の対価

運営権者は、次に掲げる対価を支払わなければならない。

³¹ 運営権者が運営権設定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙1.を参照のこと。

³² ただし、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、CIQ施設の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に国の承認を得る必要がある。

³³ なお、国が現段階で想定している体制（運用職）は、インフォメーションパッケージ共通編1.公務員派遣を参照のこと。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約及び給油施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営権者譲渡対象資産の取得対価
- ③ 実施契約に基づく運営権の設定に対する対価³⁴

このうち、①の対価については、運営権者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約及び給油施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により直接ビル施設事業者株主及び給油施設事業者株主に対して支払う³⁵。

②の対価については、運営権者は、国に対し、物品譲渡契約に定められた金額及び方法により支払う³⁶。

③の対価については、実施契約締結後、運営権者は、国に対して国が指定した期日までに支払う。なお、対価の支払いの方法については、運営権者による事業継続の担保を勘案した一時金払いを中心とする方法、又は、本事業開始後も国に生じる負担等を勘案した分割払いを中心とする方法を検討中であり、対価には最低提案価格を定めるものとする³⁷。

また、現在予定されていない発着枠の拡大等に伴う果実の一部を、一時金払い、又は、分割払いの方法で徴収することも検討している。

(15) リスク分担の基本的な考え方

国と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。また、「1. はじめに」に記載の通り、道内7空港については、同一の優先交渉権者の設立したSPCに7空港を一体的に運営させることを予定しており、運営権者は、道内他空港運営に係るリスクも負うものとする。以下、例外的に国がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）において定める。

A) 不可抗力

- 国及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であ

³⁴ 3. - (8) - F) に示す道内他空港運営事業に係る対価は含まない。

³⁵ ①の対価は、国が各施設事業者と調整の上、実施方針において提示する。

³⁶ ②の対価については、競争的対話において詳細を開示する予定である。

³⁷ 最低提案価格については、各空港の収支状況やマーケットサウンディングにおける意見等を踏まえ、実施方針において提示する。

って、運営権者が付保した保険によっても空港運営事業に係る損害を補填するに足りないときは、国が運営権設定対象施設の復旧等の措置（以下「事業継続措置」という。）をとる。国が事業継続措置を行ったときは、運営権者は、運営権者が付保した運営権設定対象施設に対する保険契約に係る保険金等を国が受領することができるよう必要な措置をとらなければならない。

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約において国が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、国が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置をとることを認める。
- また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、国は、合意延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

B) 瑕疵担保責任

- 運営権設定対象施設について、各空港の運営事業開始日以後 1 年以内に物理的な隠れたる瑕疵が発見された場合、国は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、運営権対価の金額を上限として補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）。

C) 特定法令等変更

- 事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、国は、当該特定法令等変更によって運営権者に生じた損失を補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）。³⁸

D) 緊急事態

- 空港運営事業期間中に運営権者による道内国管理 4 空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、道内国管理 4 空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは、国は、P F I 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、国が道内国管理 4 空港において実施する事業に協力しなければならない。

³⁸ 将来、政令により航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場としての指定を受けることとなった場合は、特定法令等変更には該当しない。

- 国がPFI法第29条第1項(第2号に係る部分に限る。)に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、PFI法第30条第1項に基づき、運営権者に生じた損失を補償する。

(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、国によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。

なお、モニタリングの内容は以下を基本とし、詳細は実施契約書(案)において定める。

A) 法定のモニタリング

本事業におけるPFI法、民活空港運営法、航空法及び空港法に基づくモニタリングは以下のとおりである。

根拠法	適用対象	事象	対応(根拠規定)
PFI法	運営権者	公共施設等運営事業の適正を期するため	報告徴収、実地調査、指示 PFI 28
		公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等	運営権取り消し・行使停止 PFI 29
航空法	運営権者	保安上の基準に従った管理義務	定期検査(年2回以内) 民7②、航47
		空港保安管理規程の策定	届出・変更命令 民7②、航47の2
		航空保安施設使用料の設定	届出・変更命令 民7③、航54
		航47～47の3、54条の施行の確保に必要があるとき	報告徴収、立入検査 民7④～⑦
空港法	運営権者	空港供用規程の策定	届出・変更命令 民8②、空12
		着陸料等の設定	届出・変更命令 民8②、空13
		空港供用規程、着陸料に係る規定の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 民8②、空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 民8②、空33
	指定空港機能施設事業者	旅客取扱施設利用料の設定	上限認可、届出、変更命令 空16
		分割・合併	認可 空17
		空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があるとき	監督命令 空19
		事業の休廃止	許可 空20
		事業を適正に行うことができないと認められるとき等	指定取消し 空21
		空港法の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 空33

(注)「民」は民活空港運営法、「航」は航空法、「空」は空港法を指す。

※国は、国際民間航空条約の附属書19に従い、平成26年度から航空安全プログラム(SSP)を導入した。運営権者は、空港保安管理規程(セーフティ編)を構成する安全管理システムによる活動として安全指標・安全目標値を設定し、

国に届け出た上で、安全に係るリスクの状況を継続的にモニタリングすることを予定している。

B) 運営権者によるセルフモニタリング

- 運営権者は、航空法第 47 条で定める保安上の基準に従って施設の管理を行い、その結果を適切に記録し保存するとともに、国からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- 運営権者は、自らが提案したビル施設事業及び駐車場施設の運営のうちサービスに関する事項を運営権者のホームページ上で公表する。
- 運営権者は、上記事項について自らモニタリングを実施し、その方法及び結果について、国に対して、半期及び通期ごと又は国の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。また、要求水準書で公表を求める部分については、ホームページ上で公表する。

C) 国によるモニタリング³⁹

- 国は、運営権者の要求水準の達成及び財務状況の把握のため、モニタリングを実施する。
- モニタリングにあたって、国は、B)の運営権者によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認める調査を実施することができる。
- モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、国は改善計画の提出を命じ、これらによっても一定期間の間には是正が認められない場合には、国は、実施契約を解除する場合がある。

(17) 財務情報等の報告・開示⁴⁰

運営権者は、空港運営事業期間中、各事業年度の終了日後 3 ヶ月以内に、運営権者及び運営権者子会社等の下記情報を国に報告するとともに、実施契約書（案）において公表を求める部分については、運営権者のホームページで内容を公表するものとし、公表日を含む事業年度から 5 事業年度（当該事業年度を含む。）までの期間、公表を維持しなければならない。なお、運営権者及び運営権者子会社等の事業年度の期間及び決算日は同一としなければならない。

³⁹ 道内 7 空港を一体的に運営する場合、モニタリングの実施主体は原則として各管理者となるが、運営権者の負担軽減を図るべく、各管理者によるモニタリング内容・頻度及び各管理者への報告内容・頻度を共通化する仕組みを検討中である。

⁴⁰ 財務情報の区分経理の詳細は、インフォメーションパッケージ共通編 5. 区分経理の考え方を参照のこと。

- 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項及び同法第 444 条第 1 項に定める計算書類及び連結計算書類（いずれも会計監査人による監査済のもの）
- 会社法第 435 条第 2 項に定める事業報告
- 運営権者又は運営権者子会社等が会社法第 2 条第 5 項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 119 条から第 124 条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項
- 計算書類に係る附属明細書（会計監査人による監査済のもの）及び事業報告に係る附属明細書
- 連結ベースのセグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第 17 号）及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 20 号）に準拠して作成したもの）
- 連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第 8 号）に準拠して作成したもの）
- 各事業年度末現在における株主名簿の写し（原本証明付）
- その他、運営権者が自ら又は運営権者子会社等について報告又は公表すべきと判断した情報

(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

A) 運営権の処分

運営権者は、国の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について国との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく国の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、国は、当該許可をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議してこれを行う⁴¹。

国は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、国に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人のすべての株主が、国に対して基本協定に定める株主誓約書（以下

⁴¹ なお、運営権の処分の承認にあたっては、事前に道内 7 空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

「株主誓約書」という。)を提出すること

また、運営権者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、国は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、国と金融機関等との間で、協定書(3. - (20)で定める協定書をいう。)が締結されることを条件とする。

B) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、以下 a) の手続きにしたがって運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、以下 b) の手続きにしたがって国は原則として関与しないものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者(以下「本議決権株主」という。)が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。)以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある⁴²。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国の事前の承認を受ける必要がある⁴³。

国は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関(財務省、防衛省を含むがこれに限らない)と協議した上で処分を承認する。

⁴² なお、本議決権株式の処分の承認にあたっては、運営権者の負担軽減を図るべく、事前に道内7空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

⁴³ なお、本議決権株式の新規発行の承認にあたっては、運営権者の負担軽減を図るべく、事前に道内7空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、国又は国の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営権者の資産等については、3. - (5) - D) -b) と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書(案)において定める。運営権者事由解除等の場合における支払済みの運営権対価にかかる補償の取扱いについては、不可抗力解除等による対価にかかる補償や3. - (14) に定める運営権対価の支払方法という観点から、別途検討している。

A) 国事由解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- 国は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、国の責めに帰すべき事由により、一定期間、国が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- 国が道内国管理4空港の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

b) 解除又は終了の効果

- 国が道内国管理4空港の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、国は運営権を取り消す。
- 国は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は国の支払額からこれを控除する。

B) 運営権者事由解除

a) 解除事由

- 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、国は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- 国は運営権を取り消す。
- 運営権者は、国に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により国に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、運営権者子会社等は、運営権者に連帯してその支払義務を負う。

C) 不可抗力解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- 不可抗力により道内国管理4空港全てが滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- 不可抗力を原因とする国による事業継続措置が行われる場合であつて、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、国は実施契約を解除する。

b) 解除又は終了の効果

- 不可抗力による滅失の場合、運営権は当然に消滅する。
- 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、国の選択に従い、運営権の放棄又は国の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により国及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

D) 特定法令等変更解除

a) 解除事由

- 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、国又は運営権者は実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- 国は運営権を取り消す。

- 国は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は国の支払額からこれを控除する。

E) 道内他空港運営事由解除⁴⁴

a) 解除事由

- 旭川空港、帯広空港又は女満別空港に係る空港運営事業実施契約が実施契約に定める事由により解除され又は終了したときは、国又は運営権者は実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- 国は運営権を取り消す。
- 解除の効果の詳細は、実施契約書（案）において定める。

(20) 金融機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続及び道内7空港一体の運営を出来る限り維持する観点から、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

(21) 空港運営事業開始後に国が実施する工事

空港運営事業開始後に工事を実施する場合⁴⁵、運営権者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として、運営権者に維持管理の責任が生じるものとする。

⁴⁴ 本事業の実施契約が解除された場合における旭川空港、帯広空港及び女満別空港に係る空港運営事業実施契約における解除の有無、効果に関する現時点における検討中の案については別途開示する「インフォメーションパッケージ共通編3. 他空港事由解除」を参照。なお、解除権の行使にあたっては、事前に道内7空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

⁴⁵ 国と関係地方公共団体の費用負担は空港法の規定に従う。

4. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、3. - (8) に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式のすべての割当てを受けるものとする。なお、応募者が、株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望するときは、7. - (2) の手続に従うこととする。
- ⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない⁴⁶。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が4. - (2) から(4)の参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業又はコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、国に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 第一次審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定

⁴⁶ なお、本議決権株式の新規発行の承認にあたっては、事前に道内7空港の各管理者間で調整する枠組みを導入することを検討している。

に該当しない者であること⁴⁷。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 第二次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年空経第 386 号）、旭川市から「旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」、帯広市から「帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領」、及び道から「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 次に掲げる要件を全て満たす者であること
 - (i) 第一次審査書類の提出期限の日までの 1 年間に国税又は地方税を滞納していない者であること。
 - (ii) 下記のいずれにも該当しない者
 - ア) 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年 3 月 25 日制定、平成 26 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第 12 条に規定に該当する者
 - イ) 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者
 - ウ) 道の「競争入札参加等除外措置要領」に基づき入札等への参加が除外される暴力団関係事業者等
- ⑥ 次の(i)から(iv)に該当する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁴⁸でないこと。

⁴⁷ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

⁴⁸ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- (i) 国が、平成 29 年度、北海道内空港特定運営事業に関する総合アドバイザー業務等の請負を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士法人関西法律特許事務所、小澤朋人税理士事務所、EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社及び株式会社ドーコン）
 - (ii) 旭川市が、平成 29 年度、旭川空港の運営効率化に関する総合アドバイザー業務を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所として弁護士法人関西法律特許事務所、EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社及び株式会社ドーコン）
 - (iii) 帯広市が、平成 29 年度、空港民間運営委託 総合アドバイザー業務を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所として弁護士法人関西法律特許事務所、EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社及び株式会社ドーコン）
 - (iv) 北海道が、平成 29 年度、女満別空港における空港運営民間委託に関する総合アドバイザー業務を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士法人関西法律特許事務所、EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社及び株式会社ドーコン）
- ⑦ 国、旭川市、帯広市及び北海道の公募アドバイザー⁴⁹又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 審査委員会（6. - (2) に規定する審査委員会をいう。以下同じ。）の委員⁵⁰が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、日本国においては、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する国の行政機関及び内閣府とする。）、当該法人が総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

⁴⁹ 本スキーム（案）公表時点においては未定である。

⁵⁰ 本スキーム（案）公表時点においては未定である。

- ⑩ 上記⑥から⑨までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑪ 募集要項公表後、様式集及び記載要領に定めるところにより、関心表明書を作成し、提出する時点以降において、公募に関与する役員（常勤・非常勤を問わない。）が道内 7 空港のビル施設事業者及び給油施設事業者（新千歳空港に限る。）の役員（常勤・非常勤を問わない）を兼任していないこと。
- ⑫ 運営権者は、航空法第 2 条第 19 項及び第 20 項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者等」という。）並びに航空運送事業者等の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社になってはならない⁵¹ ⁵²。
- また、運営権者は、(i)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）及び(ii)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）が合計で議決権を行使することができる株式の 3 分の 1 超を保有する会社から、合計で本議決権株式の 3 分の 1 超を保有される会社となつてはならない⁵³。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

A) 実績要件

応募企業若しくは代表企業又は応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次の①から③のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

- ① 平成 20 年以降に店舗面積 10,000 平米以上の商業施設又は延床面積 20,000 平米以上の公共施設の運営⁵⁴実績を有していること。

⁵¹ 親会社とは、会社法第 2 条第 4 号に規定するものをいう。
子会社とは、会社法第 2 条第 3 号に規定するものをいう。
関連会社とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 20 号に規定するものをいう。

⁵² 道内航空ネットワークの充実強化を図る観点から、本事業開始以後に当該要件を形式的に充足できない旨の提案があった場合には、国は、必要に応じて、当該提案を認める可能性があることとすることも検討している。

⁵³ 道内航空ネットワークの充実強化を図る観点から、本事業開始以後に当該要件を形式的に充足できない旨の提案があった場合には、国は、必要に応じて、当該提案を認める可能性があることとすることも検討している。

⁵⁴ 建設運営、買収運営、公共施設等運営事業（PFI 法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。

- ② 平成 20 年以降に年間利用者数 1,500 万人以上の旅客施設又は延床面積 20,000 平米以上の貨物取扱施設の運営⁵⁵実績を有していること。
- ③ 平成 20 年以降に①又は②の施設に関する営業用不動産管理事業の実績を有していること。

(4) ビル施設事業者に関する参加資格要件

本事業にかかる公募の手續の公平性・透明性・競争性を確保する観点から、ビル施設事業者に関しては、以下の措置を講ずることを予定している。

ビル施設事業者に関しては、実施方針公表までに、ビル施設事業者が会社法に定める会社分割の方法により、ビル施設事業に関して有する権利義務の全てを承継会社に承継させた上で、分割会社（承継会社の 100%親会社）が関係地方公共団体との資本関係を解消し、①当該分割会社及び当該承継会社が、当該分割会社は当該承継会社と、当該承継会社は当該分割会社又はその子会社若しくはその関連会社と、それぞれの間で役職員（常勤・非常勤を問わない。）を兼任しないこと、並びに、組織体制及び情報システム等の構築にあたっては本事業にかかる公募の手續の公平性、透明性及び競争性を阻害するおそれのある行為を行わないことを国に対して誓約し、②当該分割会社が、国又は本事業の公募の参加者に対し、本事業の公募の手續に関して必要となる一切の情報（物品販売事業、飲食事業、免税店事業、広告宣伝及び広告代理店事業、グランドハンドリング事業、インフォメーション事業並びにビル施設事業に関連する事業を運営する当該分割会社の子会社又は関連会社が有する情報を含むがこれに限らない。）を開示することを国に対して誓約し、③当該分割会社が、当該承継会社の締結している契約の条件が運営権者の経営の自由度を阻害するおそれのあるもの（通常の経済合理性を欠く等）でないこと、④運営権者が求めたときは、公募手續の公平性、透明性及び競争性の確保並びに事業継続の安定性の観点から国が必要と認めた事業の引継又は契約の終了に協力すること、かつ、⑤ビル施設事業者グループは、公募手續の公平性、透明性及び競争性の確保及び事業継続の安定性の観点から国が必要と認めたビル施設事業者グループの資産及び契約について、運営権者又は優先交渉権者から要請があったときは、運営権者又は承継会社に対して、当該資産を売却し、又は、当該契約上の地位を承継することを誓約している場合に限り、当該分割会社による公募参加を可能とする。

⁵⁵ 建設運営、買収運営、公共施設等運営事業を含む。

5. 公募に関する手続

(1) スケジュール

国は、以下のスケジュールに沿い、本事業を進める予定である。

他の管理者においても原則として同様のスケジュールを進めることを予定している。ただし、6. - (3) に記載のとおり、第一次及び第二次審査書類の提出並びにこれらの審査書類の審査については4管理者分を一括して行うことを予定している。

スケジュール (予定)	内容
平成 30 年 2 月頃	➤ 実施方針の公表
平成 30 年 3 月頃	➤ 特定事業の選定 ➤ 募集要項等の公表
平成 30 年 7 月頃	➤ 第一次審査書類の提出期限
平成 30 年 8 月頃	➤ 第一次審査結果の通知
平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月頃	➤ 競争的対話の実施期間
平成 31 年 4 月頃	➤ 第二次審査書類の提出期限
平成 31 年 6 月頃	➤ 優先交渉権者の選定
平成 31 年 8 月頃	➤ 基本協定の締結
平成 31 年 10 月頃	➤ 運営権設定日 ➤ 実施契約の締結
平成 32 年 1 月頃	➤ ビル施設等事業開始日
平成 32 年度～	➤ 物品譲渡契約の締結 ➤ 運営事業開始日 (各空港の運営事業を段階的に開始することを検討中)

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

① 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、第一次審査又は第二次審査で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

(3) 第一次審査における開示資料

募集要項等の公表から、第一次審査書類の提出までの間に開示する資料は、以下

のとおりを想定している。

ただし、以下⑦から⑨に関する資料については、守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出後に貸与するものとする。

- ① 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ② 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等国有財産無償貸付契約書（案）
- ④ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等物品譲渡契約書（案）
- ⑤ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準
- ⑥ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等様式集及び記載要領
- ⑦ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等要求水準書（案）（北海道内空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準及び航空保安対策の費用分担に関する要求水準を除く。）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑧ 関連資料集
 - (i) 運営権設定対象施設に関する資料
 - (ii) 運営権者譲渡対象資産に関する資料
 - (iii) 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等に関する契約・協定等整理表
 - (iv) 業務に関連する IT システムリスト
 - (v) 業務分担表
- ⑨ 参考資料集
 - (i) 北海道内国管理 4 空港グリッドマップ
 - (ii) 運営権設定対象施設リストに関する資料
 - ア) 運営権設定対象施設の記載事項の説明
 - イ) 北海道内国管理 4 空港更新投資の試算マニュアル
 - ウ) 更新投資試算結果
 - (iii) インフォメーションパッケージ
 - (iv) 場外にある運営権設定対象施設の位置情報
 - (v) 既存使用許可対象土地の位置情報
 - (vi) 国により実施される工事リスト（平成 29 年度）
 - (vii) 構内営業者一覧
 - (viii) 構内営業台帳
 - (ix) 空港保安管理規程（セイフティ編）の主な参照規程等
 - (x) 現在の空港機能施設事業者の財務情報等
 - (xi) その他参考資料

(4) 第一次審査

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査書類を作成し、提出する。

なお、複数の第一次審査参加者から第一次審査書類の提出がなかった場合、特定事業の選定を取り消すことがある。

(5) 第二次審査における開示資料等

国は、第一次審査終了後、第二次審査に参加する応募者（以下「第二次審査参加者」という。）に対して、北海道内空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準書（案）、航空保安対策の費用分担に関する要求水準書（案）及びこれらの参照規程等及び第一次審査における開示資料の更新情報その他の追加資料を開示する予定である。

また、国は、第二次審査参加者に対して、現地調査、関係者へのヒアリング等を実施する機会を付与する予定である。

(6) 補足資料の公表等

国は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができる。補足資料を公表する場合は、国土交通省航空局のホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者（第一次審査終了後は第二次審査参加者とする。）に対してのみ貸与する場合は、電子メールによる送信その他国が適切とみなす方法により行うことができる。

(7) 競争的対話等の実施

国は、第一次審査終了後、第二次審査書類の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 国による第二次審査参加者への説明会の実施
- ② 第二次審査参加者と国、関係地方公共団体及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③ 国による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

(8) 第二次審査

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第二次審査書類を提出する。なお、国は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

また、1 者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、

国は特定事業の選定を取り消す。

なお、第二次審査書類提出後、審査委員会による審査前の段階において、第二次審査参加者が審査委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

(9) 審査結果の公表

国は、審査の結果（第一次審査の結果を含む。）及び審査の評価の過程について、優先交渉権者の選定後速やかに国土交通省航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6. 優先交渉権者の選定方法

(1) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方

本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による。

(2) 審査委員会の設置

国は、第二次審査参加者の選定（第一次審査）及び優先交渉権者等の選定（第二次審査）にあたり、有識者等により構成される北海道内空港優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する予定である。

(3) 審査委員会による意見の聴取

国は、第二次審査参加者の選定（第一次審査）及び優先交渉権者等の選定（第二次審査）にあたり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、旭川空港・帯広空港・女満別空港を含めた7空港の応募者からの提案については、同審査委員会において一括して審査が行われる予定である。

(4) 審査の方法

① 第一次審査

第一次審査では、参加資格要件の充足が確認された第一次審査参加者の第一次審査書類に基づいて、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査を行うものとし、現地調査や関係者へのヒアリング、第一次審査参加者によるプレゼンテーション等は予定していない。

国は、これを受けて第二次審査参加者を3者まで選定する。

② 第二次審査

第二次審査では、要求水準の充足が確認された第二次審査参加者の第二次審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

国は、審査委員会の審査を受け、第二次審査参加者の順位を決定し、財務大臣その他関係行政機関の長と協議の上で、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

(5) 審査項目等

主な審査項目は以下のとおりのものを予定している。具体的な内容は、募集要項等で開示予定の優先交渉権者選定基準によるものとする。

- 全体事業方針
- 空港活性化方針・計画（料金施策、エアライン誘致施策、利便性向上施策、空港アクセスに関する関係事業者との連携方策等）
- 設備投資方針・計画（機能維持投資、活性化投資等）
- 安全・保安に関する方針・計画
- 提案事業方針・計画
- 事業計画
- 事業継続
- 事業実施体制
- 職員の取扱い
- 運営権対価

7. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)に基づいて、国と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、国は第二次審査で決定された順位に従って、次順位の第二次審査参加者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、「1. はじめに」に記載の通り、7空港を一体的に運営するS P Cとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

なお、優先交渉権者は、株式会社以外の形態でのS P Cの設立、間接的なS P C株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類においてS P Cの出資形態及び優先交渉権者とS P Cとの間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて国と協議した上で、国が認める形態でS P Cを設立することができる。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、国、ビル施設事業者、駐車場施設事業者及び給油施設事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

国は、財務大臣と協議をした上で、S P Cの設立後速やかに、S P Cに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。国と運営権者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書(案)の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。

また、国は、実施契約の締結後、空港運営事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ② 運営権者との間の空港用地等に係る国有財産無償貸付契約の締結

なお、国は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を国土交通省航空局ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

運営権者は、3. - (5) -B) の譲渡方法に従って、ビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式を取得し、ビル施設等事業及び給油施設事業を開始する。

(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、空港運営事業開始日に運営権者譲渡対象資産を譲り受ける。

譲渡手続は、国が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、国と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って国が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

なお、物品譲渡契約には、駐車場施設事業者が所有している運営権者譲渡対象資産を含むものとする。国は、空港運営事業開始日に駐車場施設事業者から当該資産を譲り受け、運営権者に譲渡することとする。

関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストは、国が譲渡手続の開始前までに更新し、運営権者に提示するものとする。

(7) 空港運営事業の開始⁵⁶

運営権者は、実施契約に定める空港運営事業開始日に、空港運営事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、運営権の設定に対する対価を国に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受ける等の、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。なお、国は、運営権者による業務の引継ぎに対して必要かつ可能な範囲で協力する予定である（ただし、運営権者による引継ぎが完了しない場合であっても責任は負わない）。

⁵⁶ 空港運営事業の開始に関する詳細は、インフォメーションパッケージ共通編6. 事業期間の考え方を参照のこと。

第 2 章 旭川空港編

旭川空港運営事業等 基本スキーム（案）

平成 29 年 7 月

旭川市

本スキーム（案）は、民間事業者より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として市で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。市は、意見募集の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

1. はじめに

旭川市（以下「市」という。）は、旭川空港（以下「本空港」という。）において、民活空港運営法附則第 14 条に基づく特定地方管理空港の運営等（着陸料等を自らの収入として収受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業を含む）（以下「特定地方管理空港特定運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する旭川空港運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した SPC を本空港の運営者（民活空港運営法附則第 14 条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下「運営者」という。）として指定するとともに旭川空港運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

旭川空港運営事業等基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）では、運営者が本事業を実施しようとする場合に、市が策定する実施方針又は募集要項等に、市が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

なお、第 1 章「北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本スキーム（案）」（以下、「道内国管理 4 空港基本スキーム（案）」という。）においては、本事業が本空港を含む道内 7 空港の一体的運営の考え方が示されており、基本的な考え方として共通する部分については、本章での記載を割愛している。本章では、本空港における民間委託事業の固有と考えられる実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理している。道内国管理 4 空港基本スキーム（案）との対照関係は下記の通り。

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）	本章にて記載する内容
1. はじめに	・ 本事業の事項を記載
2. 本事業の背景・目的	・ 本事業の事項を記載
3. 本事業の概要	—
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(2) 本事業の対象施設	・ 本事業の事項を記載
(3) 事業場所	・ 本事業の事項を記載
(4) 事業期間	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(5) 事業方式	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(6) 本事業における利用料金の設定及び収受	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(7) 本事業における費用負担	・ 本事業の事項を記載

(8) 本事業の範囲	・本事業の事項を記載
(9) 要求水準書（案）の体系	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(10) 運営権者が受領する権利・資産	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(11) 更新投資等の取扱い	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(12) 計画及び報告	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣	・本事業の事項を記載
(14) 運営権者が支払う運営権等の対価	・本事業の事項を記載
(15) リスク分担の基本的な考え方	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(17) 財務情報等の報告・開示	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(20) 金融機関又は融資団と国との協議	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(21) 空港運営事業開始後に国が実施する工事	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
4. 応募者の参加資格要件	・以下、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(1) 応募者の構成	—
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	—
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	—
(4) ビル施設事業者に関する参加資格要件	—
5. 公募に関する手続	・以下、(9)を除き、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(1) スケジュール	—
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	—
(3) 第一次審査における開示資料	—
(4) 第一次審査	—
(5) 第二次審査における開示資料等	—
(6) 補足資料の公表等	—
(7) 競争的対話等の実施	—
(8) 第二次審査	—
(9) 審査結果の公表	・本事業の事項を記載
6. 優先交渉権者の選定方法	・以下、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定

(1) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方	—
(2) 審査委員会の設置	—
(3) 審査委員会による意見の聴取	—
(4) 審査の方法	—
(5) 審査項目等	—
7. 優先交渉権者選定後の手続	—
(1) 基本協定の締結	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(2) S P C の設立	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(3) 優先交渉権者による運営準備行為	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(4) 運営権の設定及び実施契約の締結	・本事業の事項を記載
(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(7) 空港運営事業の開始	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定

2. 本事業の背景・目的

本空港は、北海道のほぼ中央に位置する特定地方管理空港である。

開港 50 周年の節目を迎えた平成 28 年度の旅客数は約 112 万人であり、うち国内線 100 万 6 千人、国際線 11 万 6 千人と、道内空港において新千歳空港、函館空港に続く利用者数を有している。近年の旭川空港旅客数の推移においては国際旅客が急激に増加しており、平成 24 年度から約 5 倍近く増加している。

空港周辺には、アイヌの人々が畏敬と親愛をこめてカムイ・ミンタラ(神々の遊ぶ庭)と呼ぶ「大雪山連峰」、道最高峰を誇る「旭岳」、十勝岳の噴煙を間近とする「白金温泉」、歴史ある「層雲峡温泉」、田園と丘のまち「美瑛」、ラベンダーの香るまち「富良野」等、道北の名勝地、景勝地が近接している。また、道内第 2 の都市であり、北北海道の中核都市である旭川市内へは約 16km と、都市型空港としての機能も有している。これら立地環境から、本空港は、かねてより旭川を中心とした道北地域の経済、文化、観光の拠点空港として役割を果たしてきた。市の都市像においても、本空港のさらなる活性化による拠点性の強化により、活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちづくりを目指している。

また、本空港は道内広域観光の拠点空港としての役割も有している。観光立国の推進が目指される道において、その中核空港である新千歳空港との交通利便性を背景とした代替空港としての機能、オホーツク方面、十勝方面に向かう交通の要衝の地としての機能、「きた北海道」、「ひがし北海道」の 2 つの広域観光周遊ルートの結節点としての機能等、道内空港のネットワーク活性化、エリア全体の活性化に貢献できるポテンシャルを有しており、またその最大発揮が求められている。

さらに、本空港は市が管理する空港であることから、業務効率化や収益力強化等による市民負担の軽減も同時に図っていくことが必要である。市は、行財政改革の一環として、平成 19 年度より、全国の空港に先立って空港施設の管理を総合的に民間事業者へ委託する「総合維持管理業務委託」を導入し、第 3 期目を迎えた現在に至るまで、空港運営の効率化による市民負担の軽減について一定の成果を得てきた。また、空港ビル会社による国際線旅客ターミナルビルの増築が平成 31 年度に完工される予定であり、更なる旅客数増加に向けた空港機能強化も図っているところである。

しかしながら、現在の委託制度の下では、市が管理する空港基本施設等と、ビル施設事業者(特段の定めがない限り、旭川空港のビル施設事業者を指す。以下、本章について同じ。)が所有する旅客ビル施設、貨物ビル施設、駐車場施設等について、経営の観点からは分離して運営されていることから、空港全体の一体的かつ機動的な経営が実施できておらず、本空港の持つポテンシャルの発揮には課題がある。

市は、これらの背景をふまえつつ、本空港の目指す姿、果たすべき役割の実現のため、北海道内空港特定運営事業等の対象空港の一つとして、民活空港運営法に基づく民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指している。

3. 本事業の概要

(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりであり、施設は、運営者としての管理権限が付与される施設（以下、「運営者の指定対象施設」という。）と、運営者としての管理権限が付与されない施設（以下、「運営者の指定対象外施設」という。）に区分される。以下のうち、③、④及び⑩の施設が運営者の指定対象外施設であり、それ以外の施設が運営者の指定対象施設である。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等¹）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 空港公園（グリーンポート）及び公園上の施設（空港用地上の施設）
- ⑧ 空港用地
- ⑨ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑩ ①から⑨まで以外に運営者又はその子会社及び関連会社（以下「運営者子会社等」と総称する。）が所有する施設

(3) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

(i) 所在地

北海道上川郡東神楽町

(ii) 本事業の対象となる敷地面積

約 214ha

¹ 運営者は、その所有する旅客ビル施設内の税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ 施設」という。）を貸し付ける義務を負う。詳細については、インフォメーションパッケージ共通編 7. CIQ 施設整備状況を参照のこと。

B) 空港用地等の貸付等について

空港用地等（第1章3.-(8)-A)-②に規定する空港用地等をいう。以下同じ。）については市有地と国有地が混在している。以下、本事業における空港用地等の貸付等に係る基本事項を記載する。

① 国有地

国有財産法第2条及び附則第4条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第3条第2項に規定する行政財産にあたる。市は、本事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、市及び国の承認のもと、空港運営事業期間（第1章3.-(4)-A)に規定する空港運営事業期間をいう。）中は第三者等への貸し付け、または使用させることができるようにする。詳細は、募集要項等に示す。

なお、市は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設（以下「ビル施設」と総称する。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（第1章3.-(4)-A)に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日（第1章3.-(4)-A)に規定する空港運営事業開始日をいう。）の前日までの期間中継続させるようにする。

② 市有地

市は、空港運営事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付け、または使用させることができるようにする。詳細は募集要項等に示す。

C) 空港用地外で実施する事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(4) 事業期間

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理4 空港基本スキーム（案）において「運営権の存続期間」とあるのは「運営者の指定期間」と、「運営権の設定を受けた日」を「運営者の指定を受けた日」と適宜読み替える。

(5) 事業方式

A) 運営者の指定及び運営者譲渡対象資産の譲受方法

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理4 空港基本スキーム（案）において「運営権の設定」とあるのは「運営者の指定」と、「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」

と、「運営権設定日」とあるのは「運営者の指定日」と適宜読み替える。

B) ビル施設の譲受方法

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

C) ビル施設の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

D) 事業期間終了時の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と適宜読み替える。

(6) 本事業における利用料金の設定及び収受

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 2 条第 5 項第 1 号」及び「同項第 2 号」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 1 項」と適宜読み替える。

(7) 本事業における費用負担

運営者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担する。ただし、運営委託期間を通じた空港の将来予測を行った上で、民間の経営力やシナジー効果のみの対策では独立採算での運営が困難と認められる場合には、市は運営者の指定対象施設の更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことについて検討する。詳細については、将来の更新投資の見通し等を精査した上で、募集要項等において示す予定である。

(8) 本事業の範囲

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 9 項」と適宜読み替える。

B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 7 条第 3 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 9 項」と適宜読み替える。

C) 環境対策事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、航空機騒音障害防止法に規定する事業を除く。）を予定している。

D) その他附帯する事業（民活空港運営法附則第 14 条）

a) 運営者が実施義務を負う事業・業務

運営者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

① 規程の策定等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 16 条」と、「民活空港運営法第 7 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 15 条第 1 項」と適宜読み替える。

② 空港用地等貸付等事業²

- (i) 市又は市が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付等業務
- (ii) 市が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付等業務
- (iii) その他第三者への土地又は工作物等貸付等業務

③ 駐車場施設事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

² 運営者は、市及び市が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて第三者へ貸し付け、または使用させるものとする。また、国有財産については、市が国の承認を得て同様の取扱いとする予定である。

④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

⑤ 空港公園事業

- (i) 空港公園施設等（空港展望施設、遊具等）の維持管理業務
- (ii) 空港公園施設等におけるサービス提供業務³

⑥ 協議会への参加

- (i) 運営者は、円滑な空港運営を図るため、空港周辺住民の理解と協力を得るよう努めるものとし、旭川市又は関係地方公共団体等が空港運営や空港周辺環境問題等に関する協議の場を設置する場合には、その協議に参加する。

b) 優先交渉権者が提案する事業・業務

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第 1 章 4. (1) -①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営者の実施義務を定めることとする。

① 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

② 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

③ 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、「国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、」と記載している部分を除く。）を予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「国土交通大臣による上限認可（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）並びにその収

³ 本業務は、運営者が運営業務の一環で必要に応じて実施する業務であり、具体的には、空港公園施設におけるイベント業務等が挙げられる。なお、空港用地を活用した任意提案事業（商業施設整備等含む）を認めることも検討している。

受」とあるのは「上限の範囲内での利用料の設定及び届出並びにその收受」と適宜読み替える。

F) 道内他空港運営事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

G) その他空港運営事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(9) 要求水準書（案）の体系

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(10) 運営者が取得・承継する権利・資産等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、給油施設事業者株式を除く。）を予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権」及び「国有財産無償貸付契約」とあるのは「運営者としての管理権限」と適宜読み替える。

(11) 更新投資等の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と、「非運営権施設」とあるのは「運営者の指定対象外施設」と適宜読み替える。但し、3.-(7) の本事業における費用負担に記載する市の負担がある場合は、その詳細を募集要項等で示す予定である。

(12) 計画及び報告

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(13) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣

市職員の派遣については、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等も踏まえ、派遣を行うか否か、また派遣を行う場合の職種・最大派遣人数等について検討をし、募集要項等において示す予定である。なお、派遣職員に係る人件費については、市の水準を基本とし、運営者の負担とする。

(14) 運営者が支払う本事業の対価

運営者には、次に掲げる対価を求める予定である。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式の取得対価

- ② 物品譲渡契約に基づく運営者譲渡対象資産の取得対価
- ③ 実施契約に基づく運営者の指定に対する対価

このうち、①の対価については、運営者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②の対価については、運営者は、市に対し、物品譲渡契約に定められた金額及び方法により支払う。

③の対価については、3. - (7) の本事業における費用負担の内容を踏まえて今後決定する予定であるが、市が費用負担を行う場合には、対価の支払いを求めないことも含め取扱いを検討する。

(15) リスク分担の基本的な考え方

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(16) 運営者の責任の履行確保に関する事項

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権者」とあるのは「運営者」と、「指定空港機能施設事業者」とあるのは「ビル施設事業者」と、「PFI 法」とあるのは「民活空港運営法附則」と、「PFI28」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 10 項」と、「PFI29」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 12 項」と適宜読み替える。

(17) 財務情報等の報告・開示

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(18) 運営者の権利義務に関する制限及び手続

A) 運営者の権利・義務の譲渡

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権」とあるのは「運営者の指定」と、「運営権に対して担保権を設定する場合」とあるのは「本事業から発生する収益等に対して担保権を設定する場合」と適宜読み替える。

B) 運営者の株式の新規発行及び処分

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道

内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「所有権を有しなくなったとき」とあるのは「管理者でなくなったとき」と、「運営権」とあるのは「運営者の指定」と適宜読み替える。

(20) 金融機関又は融資団と市との協議

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(21) 空港運営事業開始後に市が実施する工事

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の設定対象施設」と適宜読み替える。

4. 応募者の参加資格要件

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

5. 公募に関する手続

(9) を除き、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(9) 審査結果の公表

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定しているほか、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6. 優先交渉権者の選定方法

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

7. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(2) S P C の設立

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(4) 運営者の指定及び実施契約の締結

市は、市議会の議決を経た上で、S P C の設立後速やかに、S P C に対して旭川空港運営者の指定を行う。市と運営者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営者の指定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、空港運営事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

① 運営者との間の運営者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

なお、市は、民活空港運営法附則第 14 条 6 項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(6) 運営者譲渡対象資産の譲受

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(7) 空港運営事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

第 3 章 帯広空港編

帯広空港運営事業等 基本スキーム（案）

平成 29 年 7 月

帯広市

本スキーム（案）は、民間事業者より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として市で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。市は、意見募集の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

1. はじめに

帯広市（以下「市」という。）は、帯広空港（以下「本空港」という。）において、民活空港運営法附則第 14 条に基づく特定地方管理空港の運営等（着陸料等を自らの収入として収受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業を含む）（以下「特定地方管理空港特定運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する帯広空港運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した SPC を本空港の運営者（民活空港運営法附則第 14 条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下「運営者」という。）として指定するとともに帯広空港運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

帯広空港運営事業等基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）では、運営者が本事業を実施しようとする場合に、市が策定する実施方針又は募集要項等に、市が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

なお、第 1 章「北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本スキーム（案）」（以下、「道内国管理 4 空港基本スキーム（案）」という。）においては、本事業が本空港を含む道内 7 空港の一体的運営の考え方が示されており、基本的な考え方として共通する部分については、本章での記載を割愛している。本章では、本空港における民間委託事業の固有と考えられる実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理している。道内国管理 4 空港基本スキーム（案）との対照関係は下記の通り。

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）	本章にて記載する内容
1. はじめに	・ 本事業の事項を記載
2. 本事業の背景・目的	・ 本事業の事項を記載
3. 本事業の概要	—
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(2) 本事業の対象施設	・ 本事業の事項を記載
(3) 事業場所	・ 本事業の事項を記載
(4) 事業期間	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(5) 事業方式	・ 道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(6) 本事業における利用料金の設定及び収受	・ 本事業の事項を記載
(7) 本事業における費用負担	・ 本事業の事項を記載

(8) 本事業の範囲	・本事業の事項を記載
(9) 要求水準書（案）の体系	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(10) 運営権者が受領する権利・資産	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(11) 更新投資等の取扱い	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(12) 計画及び報告	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣	・本事業の事項を記載
(14) 運営権者が支払う運営権等の対価	・本事業の事項を記載
(15) リスク分担の基本的な考え方	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(17) 財務情報等の報告・開示	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(20) 金融機関又は融資団と国との協議	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(21) 空港運営事業開始後に国が実施する工事	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
4. 応募者の参加資格要件	・以下、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(1) 応募者の構成	—
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	—
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	—
(4) ビル施設事業者に関する参加資格要件	—
5. 公募に関する手続	・以下、(9)を除き、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(1) スケジュール	—
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	—
(3) 第一次審査における開示資料	—
(4) 第一次審査	—
(5) 第二次審査における開示資料等	—
(6) 補足資料の公表等	—
(7) 競争的対話等の実施	—
(8) 第二次審査	—
(9) 審査結果の公表	・本事業の事項を記載
6. 優先交渉権者の選定方法	・以下、道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定

(1) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方	—
(2) 審査委員会の設置	—
(3) 審査委員会による意見の聴取	—
(4) 審査の方法	—
(5) 審査項目等	—
7. 優先交渉権者選定後の手続	—
(1) 基本協定の締結	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(2) S P C の設立	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(3) 優先交渉権者による運営準備行為	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(4) 運営権の設定及び実施契約の締結	・本事業の事項を記載
(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定
(7) 空港運営事業の開始	・道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定

2. 本事業の背景・目的

帯広空港は昭和 56 年に開港し、30 年以上にわたり、北海道、十勝地方の空の玄関口として道内外の航空利用旅客の乗り入れに貢献すると共に、日本有数の農業・酪農地帯である十勝地方の農畜産物等貨物の航空輸送にも重要な役割を果たしてきた。

本空港は「とから帯広空港」と称され、食料自給率 1,200%以上を誇る日本の食料供給基地“十勝”を後背圏に有し、第 1 次産業を中心とする安定した産業基盤に支えられ、平成 28 年度の年間旅客数は約 62 万人となっている。

また、本空港は、日本有数の日照時間と平坦な十勝平野の中央に位置するなど飛行に適した地域として就航率が高い特長があることに加え、新千歳空港から 180 km と近く同空港の補完・代替空港としての機能と、海路・高速道路網などを背景とした、北海道における交通の要衝・物流拠点としての機能、さらには、国のインバウンド観光戦略の一躍を担うひがし北海道の広域観光周遊ルートにおける空の玄関口としての機能など、北海道の広域観光の振興や地域の活性化に貢献できるポテンシャルを有している。

平成 25 年度からは、警備や消防、航空灯火、除雪など複数業務を一括管理する「総合維持管理業務委託」を導入し、業務の効率化を図っているほか、平成 29 年 3 月には、帯広空港ターミナルビル株式会社がターミナルビルを増築し、旅客動線を 1 本から 2 本に拡張したことに加え、CIQ 施設の設置等により、国際線チャーター便をはじめ、国内外からの路線を柔軟に受け入れることが可能となった。平成 30 年 3 月には、エプロン拡張と搭乗橋増設を行い、大型ジェット機の受入可能なスポットの増設を予定しているなど、空港価値の向上に向けた取り組みを行っているところである。

しかしながら、現在の委託制度の下では、市が管理する空港基本施設等と、民間事業者が所有するビル施設等について、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営が実施できておらず、本空港の持つポテンシャルの発揮には課題がある。

市は、これらの背景を踏まえ、本空港の果たすべき役割を最大限発揮させるため、北海道内空港特定運営事業等の対象空港の一つとして、民活空港運営法に基づく民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指している。

3. 本事業の概要

(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりであり、施設は、運営者としての管理権限が付与される施設（以下、「運営者の指定対象施設」という。）と、運営者としての管理権限が付与されない施設（以下、「運営者の指定対象外施設」という。）に区分される。以下のうち、③、④及び⑨の施設が運営者の指定対象外施設であり、それ以外の施設が運営者の指定対象施設である。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等¹）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 空港用地
- ⑧ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑨ ① から⑧まで以外に運営者又はその子会社及び関連会社（以下「運営者子会社等」と総称する。）が所有する施設

(3) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- (i) 所在地
北海道帯広市泉町
- (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 282ha

B) 空港用地等の貸付について

帯広空港は特定地方管理空港であり、空港用地等（第 1 章 3. - (8) -A) -②に

¹ CIQ 施設整備状況や所有形態の詳細については、インフォメーションパッケージ共通編 7. CIQ 施設整備状況を参照のこと。

規定する空港用地等をいう。以下同じ。)については、国有地と市有地が混在している。以下、本事業における空港用地等の貸付等に係る基本事項を記載する。

① 国有地

国有財産法第2条及び附則第4条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第3条第2項に規定する行政財産にあたり、現在は市と国との国有財産管理委託契約に基づき、市が管理している。市は、本事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、市及び国の承認のもと、空港運営事業期間（第1章3. - (4) -A）に規定する空港運営事業期間をいう。）中は第三者等への貸し付け、または使用させることができるようにする。詳細は、募集要項等に示す。

② 市有地

市は、空港運営事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付け、または使用させることができるようにする。詳細は募集要項等に示す。

なお、市は、ビル施設事業者（特段の定めがない限り、帯広空港のビル施設事業者を指す。以下、本章について同じ。）に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設（以下「ビル施設」と総称する。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（第1章3. - (4) -A）に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日（第1章3. - (4) -A）に規定する空港運営事業開始日をいう。）の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(4) 事業期間

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理4 空港基本スキーム（案）において「運営権の存続期間」とあるのは「運営者の指定期間」と、「運営権の設定を受けた日」を「運営者の指定を受けた日」と適宜読み替える。

(5) 事業方式

A) 運営者の指定等及び運営者譲渡対象資産の譲受方法

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、駐車場施設の譲受けに係る部分を除く。）を予定している。なお、道内国管理4 空港基本スキーム（案）において「運営権の設定」とあるのは「運営者の指定」と、「運営権設

定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と、「運営権設定日」とあるのは「運営者の指定日」と適宜読み替える。

B) ビル施設の譲受方法

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

C) ビル施設の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

D) 事業期間終了時の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と適宜読み替える。

(6) 本事業における利用料金の設定及び收受

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 2 条第 5 項第 1 号」及び「同項第 2 号」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 1 項」と適宜読み替える。

現在、駐車場施設の利用料金は帯広市空港管理条例（昭和 55 年条例第 39 号）により無料としているところであり、民間委託後の同料金の取扱いについては、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等も踏まえて検討し、募集要項等において示す予定である。

(7) 本事業における費用負担

運営者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担する。ただし、運営委託期間を通じた空港の将来予測を行った上で、民間の経営力やシナジー効果のみの対策では独立採算での運営が困難と認められる場合には、市は運営者の指定対象施設の更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことについて検討する。詳細については、将来の更新投資の見通し等を精査した上で、募集要項等において示す予定である。

(8) 本事業の範囲

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 9 項」と適宜読み替える。

B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 7 条第 3 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 9 項」と適宜読み替える。

C) 環境対策事業（民活空港運営法附則第 14 条）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、航空機騒音障害防止法に規定する事業を除く。）を予定している。

D) その他附帯する事業（民活空港運営法附則第 14 条）

a) 運営者が実施義務を負う事業・業務

運営者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

① 規程の策定等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 16 条」と、「民活空港運営法第 7 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法附則第 15 条第 1 項」と適宜読み替える。

② 空港用地等貸付事業²

- (i) 市又は市が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付等業務
- (ii) 市が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務
- (iii) その他第三者への土地又は工作物等貸付業務

③ 駐車場施設事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

⑤ 協議会への参加

² 運営者は、市及び市が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて第三者へ貸し付け、または使用させるものとする。また、国有財産については、市が国の承認を得て同様の取扱いとする予定である。

(i) 運営者は、円滑な空港運営を図るため、空港周辺住民の理解と協力を得るよう努めるものとし、市又は関係地方公共団体等が空港運営や空港周辺環境問題等に関する協議の場を設置する場合には、その協議に参加する。

b) 優先交渉権者が提案する事業・業務

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第1章4-(1)-①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営者の実施義務を定めることとする。

① 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

② 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

③ 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、「国土交通大臣より空港法第15条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、」と記載している部分を除く。）を予定している。なお、道内国管理4 空港基本スキーム（案）において「国土交通大臣による上限認可（空港法第16条第1項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第16条第3項）並びにその收受」とあるのは「上限の範囲内での利用料の設定及び届出並びにその收受」と適宜読み替える。

F) 道内他空港運営事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

G) その他空港運営事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(9) 要求水準書（案）の体系

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(10) 運営者が取得・承継する権利・資産等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、給油施設事業者株式を除く。）を予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権」及び「国有財産無償貸付契約」とあるのは「運営者としての管理権限」と適宜読み替える。

(11) 更新投資等の取扱い

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と、「非運営権施設」とあるのは「運営者の指定対象外施設」と適宜読み替える。但し、3. - (7) の本事業における費用負担に記載する市の負担がある場合は、その詳細を募集要項等で示す予定である。

(12) 計画及び報告

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(13) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣

市職員の派遣については、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等も踏まえ、派遣を行うか否か、また派遣を行う場合の職種・最大派遣人数等について検討をし、募集要項等において示す予定である。なお、派遣職員に係る人件費については、市の水準を基本とし、運営者の負担とする。

(14) 運営者が支払う本事業の対価

運営者には、次に掲げる対価を求める予定である。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営者譲渡対象資産の取得対価
- ③ 実施契約に基づく運営者の指定に対する対価

このうち、①の対価については、運営者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②の対価については、運営者は、市に対し、物品譲渡契約に定められた金額及び方法により支払う。

③の対価については、3. - (7) の本事業における費用負担の内容を踏まえて今後決定する予定であるが、市が費用負担を行う場合には、対価の支払いを求めないことも含め取扱いを検討する。

(15) リスク分担の基本的な考え方

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(16) 運営者の責任の履行確保に関する事項

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権者」とあるのは「運営者」と、「指定空港機能施設事業者」とあるのは「ビル施設事業者」と、「PFI 法」とあるのは「民活空港運営法附則」と、「PFI28」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 10 項」と、「PFI29」とあるのは「民活空港運営法附則第 14 条第 12 項」と適宜読み替える。

(17) 財務情報等の報告・開示

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(18) 運営者の権利義務に関する制限及び手続

A) 運営者の権利・義務の譲渡

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権」とあるのは「運営者の指定」と、「運営権に対して担保権を設定する場合」とあるのは「本事業から発生する収益等に対して担保権を設定する場合」と適宜読み替える。

B) 運営者の株式の新規発行及び処分

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「所有権を有しなくなったとき」とあるのは「管理者でなくなったとき」と、「運営権」とあるのは「運営者の指定」と適宜読み替える。

(20) 金融機関又は融資団と市との協議

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(21) 空港運営事業開始後に市が実施する工事

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「運営権設定対象施設」とあるのは「運営者の指定対象施設」と適宜読み替える。

4. 応募者の参加資格要件

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

5. 公募に関する手続

(9) を除き、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(9) 審査結果の公表

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定しているほか、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6. 優先交渉権者の選定方法

道内国管理4空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

7. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(2) S P C の設立

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(4) 運営者の指定及び実施契約の締結

市は、市議会の議決を経た上で、S P C の設立後速やかに、S P C に対して帯広空港運営者の指定を行う。市と運営者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営者の指定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、空港運営事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

① 運営者との間の運営者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

なお、市は、民活空港運営法附則第 14 条第 6 項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(6) 運営者譲渡対象資産の譲受

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(7) 空港運営事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

第4章 女満別空港編

女満別空港特定運営事業等 基本スキーム（案）

本スキーム（案）は、民間事業者より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として道で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。道は、意見募集の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

平成29年7月

北海道

1. はじめに

北海道（以下「道」という。）は、女満別空港において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく女満別空港に係る地方管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、同空港に係るターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する女満別空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、女満別空港に係る地方管理空港運営権者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、国、旭川市及び帯広市は、それぞれが管理する新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港（以下「道内国管理 4 空港」と総称する。）並びに旭川空港、帯広空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の 7 空港（道内国管理 4 空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内 7 空港」という。）については、2. に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した SPC に 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

女満別空港特定運営事業等基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）とは、PFI 法及び民活空港運営法に基づき、運営権者が本事業を実施しようとする場合に、民活空港運営法第 11 条第 1 項において読み替えて適用する PFI 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて策定する実施方針又は当該実施方針に基づいて運営権者を選定するための募集要項及びその添付書類¹（以下「募集要項等」と総称する。）に道が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

なお、第 1 章「北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本スキーム（案）」（以下、「道内国管理 4 空港基本スキーム（案）」という。）においては、本事業が本空港を含む道内

¹ 5. - (3)、(5) で定める資料をいう。

7 空港の一体的運営の考え方が示されており、基本的な考え方として共通する部分については、本章での記載を割愛している。本章では、本空港における民間委託事業の固有と考えられる実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理している。道内国管理 4 空港基本スキーム（案）との対照関係は下記の通り。

北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本スキーム （案）	本章で記載する内容
1. はじめに	・本事業の事項を記載
2. 本事業の背景・目的	・本事業の事項を記載
3. 本事業の概要	—
(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(2) 本事業の対象施設	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(3) 事業場所	・本事業の事項を記載
(4) 事業期間	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(5) 事業方式	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(6) 本事業における利用料金の設定及び收受	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(7) 本事業における費用負担	・本事業の事項を記載
(8) 本事業の範囲	・本事業の事項を記載
(9) 要求水準書(案)の体系	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(10) 運営権者が受領する権利・資産	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(11) 更新投資等の取扱い	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(12) 計画及び報告	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(13) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣	・本事業の事項を記載
(14) 運営権者が支払う運営権等の対価	・本事業の事項を記載
(15) リスク分担の基本的な考え方	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(17) 財務情報等の報告・開示	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(20) 金融機関又は融資団と国との協議	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(21) 空港運営事業開始後に国が実施する工事	・道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
4. 応募者の参加資格要件	・以下、道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定

(1) 応募者の構成	—
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	—
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	—
(4) ビル施設事業者に関する参加資格要件	—
5. 公募に関する手続	・以下、道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(1) スケジュール	—
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	—
(3) 第一次審査における開示資料	—
(4) 第一次審査	—
(5) 第二次審査における開示資料等	—
(6) 補足資料の公表等	—
(7) 競争的対話等の実施	—
(8) 第二次審査	—
(9) 審査結果の公表	—
6. 優先交渉権者の選定方法	・以下、道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(1) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方	—
(2) 審査委員会の設置	—
(3) 審査委員会による意見の聴取	—
(4) 審査の方法	—
(5) 審査項目等	—
7. 優先交渉権者選定後の手続	・以下、道内国管理 4 空港基本スキーム(案)と同様の取扱いを予定
(1) 基本協定の締結	—
(2) SPCの設立	—
(3) 優先交渉権者による運営準備行為	—
(4) 運営権の設定及び実施契約の締結	—
(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始	—
(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受	—
(7) 空港運営事業の開始	—

2. 本事業の背景・目的

道内7空港は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港の一つとして、また、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。

しかしながら、北海道全体の産業及び観光の発展や各地域の活性化を図るためには、関係地方公共団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることが喫緊の課題である。また、現在の道内7空港は、①国、旭川市、帯広市及び道（以下「国等」と総称する。）の公共主体が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、国、旭川市、帯広市及び北海道として、道内7空港について、広域的な観光周遊ルートの形成等を通じた広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ・空港間の機能補完・航空ネットワークの充実等を図る観点から、一体的な運営の民間委託を行うものである。また、道内7空港の各空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内7空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することが必要である。

3. 本事業の概要

(1) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、左記に加えて、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）も含まれる。

(2) 本事業の対象施設

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い²を予定している（ただし、給油施設は含まない。）。

(3) 事業場所

A) 所在地等

北海道空港条例（以下「空港条例」という。）に基づき公示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

(i) 所在地

北海道網走郡大空町

(ii) 本事業の対象となる敷地面積

約 168ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等（第 1 章 3. - (8) -A) -②に規定する空港用地等をいう。以下同じ。）のうち約 163ha については、地方自治法第 238 条第 1 項に規定する道が所有する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。道は、空港運営事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（第 1 章 3. - (4) -A) に規定する空港運営事業期間をいう。）中は空港用地等を使用できるようにする。

空港用地等のうち約 5ha については、道が所有者と土地貸付契約を締結するなどして無償で使用している国有地、大空町及び美幌町の所有地である。道は、空港運営事業期間中も当該土地貸付契約などを更新・継続し（ただし、当該土地を新たに取得する場合はこの限りでない。）、PFI 法に基づく運営権者への無償貸付等により、上記道の所有地と併せて運営権者が使用できるようにする予定である。

また、道は、ビル施設事業者（特段の定めがない限り、女満別空港のビル施設事業者を指す。以下、本章について同じ。）に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設

² 現在、常設の CIQ 施設は存在しないが、国際線チャーター便の利用の際に CIQ 対応ができる機能を有している。詳細については、インフォメーションパッケージ共通編 7. CIQ 施設整備状況を参照のこと。

設（以下「ビル施設」と総称する。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（第1章3. - (4) -A）に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日（第1章3. - (4) -A）に規定する空港運営事業開始日をいう。）の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、3. - (8) -E）に規定する航空機給油サービス事業については、紋別空港における給油サービスを行うことを義務付ける³。

(4) 事業期間

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(5) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、駐車場施設事業については、道が今後駐車場施設事業者と事業譲渡に関する方針を決定し、譲渡価格等を含め募集要項等において示す予定である。

B) ビル施設の譲受方法

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

C) ビル施設の取扱い

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

D) 事業期間終了時の取扱い

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(6) 本事業における利用料金の設定及び収受

道内国管理4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。⁴

³ 現在、紋別空港では給油施設を保有しないため、女満別空港の給油事業者がタンクローリーにより対応していることから、同事業者が女満別空港及び紋別空港の給油を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

⁴ 現在、道では空港航空保安施設の使用料金を収受していない。また、現在、空港法第23条に定める空港機能施設事業に関する条例を定めていないが、運営権者が旅客取扱施設利用料を収受できるよう条例変更を含めて検討している。

(7) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担する。

今後、運営委託期間を通じた空港の将来予測を行った上で、民間の経営力やシナジー効果のみの対策では独立採算での運営が困難と認められる場合には、道は運営権設定対象施設の更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことについて検討する。詳細については、将来の更新投資の見通し等を精査した上で、募集要項等において示す予定である。

(8) 本事業の範囲

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法第 13 条」と、「航空法第 46 条」とあるのは「空港条例」と適宜読み替える。

B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 7 条第 3 項」とあるのは「民活空港運営法第 12 条第 2 項」と適宜読み替える。

C) 環境対策事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 3 号）

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、航空機騒音障害防止法に規定する事業を除く。）を予定している。

D) その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号）

a) 運営権者が実施義務を負う事業・業務

運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

① 規程の策定等

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「民活空港運営法第 8 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法第 13 条」と、「民活空港運営法第 7 条第 2 項」とあるのは「民活空港運営法第 12 条第 1 項」と適宜読み替える。

- ② 空港用地等貸付事業
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- ③ 駐車場施設事業
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- ④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- ⑤ 協議会への参加
 - (i) 運営権者は、円滑な空港運営を図るため、空港周辺住民の理解と協力を得るよう努めるものとし、北海道又は関係地方公共団体等が現に設置し、又は将来設置しようとする空港運営や空港周辺環境問題等に関する協議会等の一員として参加する。

b) 優先交渉権者が提案する事業・業務

道が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第 1 章 4. (1) -①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。道は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めることとする。

- ① 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- ② 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- ③ 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱い（ただし、「国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、」と記載している部分を除く。）を予定している。なお、道内国管理 4 空港基本スキーム（案）において「国土交通大臣による上限認可（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）並びにその收受」とあるのは「上限の範囲内での利用料の設定及び届出並びにその收受」と適宜読み替える。

- F) 道内他空港運営事業
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- G) その他空港運営事業
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- (9) 要求水準書（案）の体系
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している
- (10) 運営権者が取得・承継する権利・資産等
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- (11) 更新投資等の取扱い
- A) 運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱い
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
但し、3.-(7) の本事業における費用負担に記載する道の負担がある場合は、その詳細を募集要項等で示す予定である。
- B) 非運営権施設に係る更新投資等の取扱い
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- (12) 計画及び報告
- A) 計画
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- B) 報告
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。
- (13) 空港運営事業に関連する道から運営権者への職員の派遣
道職員の派遣については、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等も踏まえ、派遣を行うか否か、また派遣を行う場合の職種・最大派遣人数等について検討をし、募集要項等において示す予定である。なお、派遣職員に係る人件費については、道の水準を基本とし、運営権者の負担とする。
- (14) 運営権者が支払う運営権等の対価
運営権者は、次に掲げる対価を支払わなければならない。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営権者譲渡対象資産の取得対価
- ③ 実施契約に基づく運営権の設定に対する対価

このうち、①の対価については、運営権者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②の対価については、運営権者は、道に対し物品譲渡契約に定められた金額及び方法により支払う。

③の対価については、3. - (7) の本事業における費用負担の内容を踏まえて今後決定する予定であるが、道が費用負担を行う場合には、対価の支払いを求めないことも含め取扱いを検討する。

(15) リスク分担の基本的な考え方

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(16) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(17) 財務情報等の報告・開示

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(18) 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、「財務大臣その他関係行政機関の長に協議して」とあるのは「空港条例に特別の定めのある場合を除くほか予め議会の議決を経て」と読み替える。

(19) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(20) 金融機関又は融資団と道との協議

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(21) 空港運営事業開始後に道が実施する工事

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

4. 応募者の参加資格要件

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

5. 公募に関する手続

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

6. 優先交渉権者の選定方法

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

7. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(2) S P C の設立

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。なお、「財務大臣と協議をした上で」とあるのは「道議会の議決を経て」と読み替える。

(5) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受

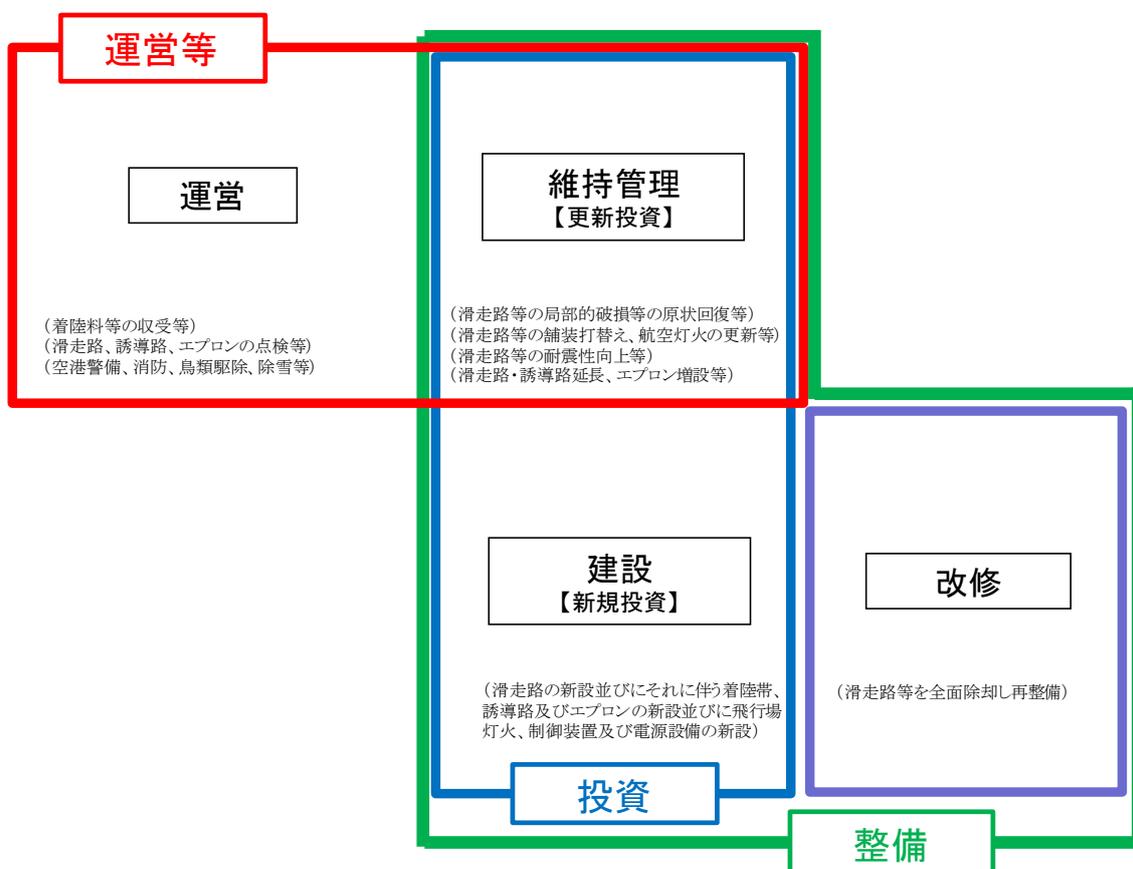
道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

(7) 空港運営事業の開始

道内国管理 4 空港基本スキーム（案）と同様の取扱いを予定している。

第 5 章 資料編

別紙 1. P F I 法における用語との整理



P F I 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン
(以下「運営権G L」という。)に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。(P F I 法第 2 条第 6 項)
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。(運営権G L)
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。(運営権G L)
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。(運営権G L)
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。(運営権G L)

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

- ① 実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

- ② 「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>